

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (障がい者保健福祉課)	70
告 示	
○危険薬物の指定..... (医務薬務課)	70
○令和7年度砂利採取業務主任者試験の実施..... (資源エネルギー課)	70
○農地法第41条第1項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (3件)..... (農地調整課)	71
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業施設管理課)	73
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)	73
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	73
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	73
○土砂災害特別警戒区域の解除..... (維持管理防災課)	74
○建設業者に対する監督処分..... (建設管理課)	74
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (調達課)	74
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)..... (調達課)	74
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	75
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件).....	76
○特定調達契約に係る入札の公告.....	77
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	79
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	80
道警察方面本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	80
○特定調達契約に係る入札の公告.....	81
規 則	

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年8月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第61号

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和6年北海道条例第28号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年10月1日とする。

告 示

北海道告示第396号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和7年8月30日から施行する。

令和7年8月29日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

1 (8R)-1-ベンゾイル-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

2 tert-ブチル 3-[2-(ジメチルアミノ)エチル]インドール-1-カルボキシレート及びその塩類

3 (4S,5S)-4-メチル-5-(4-フルオロフェニル)-4,5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及び(4R,5R)-4-メチル-5-(4-フルオロフェニル)-4,5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びそれらの塩類

北海道告示第397号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和7年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和7年8月29日

北海道知事 鈴木直道

1 試験期日及び試験時間 令和7年11月14日（金）午前10時から正午までの2時間とする。

2 試験地及び試験場所

(1) 試験地

札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、根室市、倶知安町、江差町及び浦河町

(2) 試験場所

受験票により受験者に通知する。

3 試験科目

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験願書提出先

受験希望地に所在する総合振興局又は振興局の産業振興部商工労働観光課に提出すること。

5 受付期間及び受付時間

令和7年9月25日（木）から同年10月16日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までとする。
なお、郵送等の場合は、令和7年10月16日（木）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

6 提出書類

(1) 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第9によること。）

(2) 写真（縦6センチメートル、横4センチメートル、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。）

7 受験手数料

受験手数料（8,200円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれを貼り付けること。

8 その他

受験に関して不明な点があるときは、最寄りの総合振興局若しくは振興局の産業振興部商工労働観光課、北海道後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所又は経済部資源エネルギー局資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第398号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。
令和7年8月29日
北海道知事 鈴木直道

1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者等の住所及び氏名

所 在 及 び 地 番	地目（現況）	面積（㎡）	所有者等の住所及び氏名
旭川市東鷹栖6線15号2571-15	田	562	旭川市東鷹栖7線15号2570番
旭川市東鷹栖6線15号2571-35	田	1,348	地21
旭川市東鷹栖6線15号2571-37	田	1,063	小島 勇一
旭川市東鷹栖6線15号2571-61	田	192	
旭川市東鷹栖6線15号2571-79	田	580	
旭川市東鷹栖6線15号2571-80	田	59	
旭川市東鷹栖6線15号2571-81	田	351	
旭川市東鷹栖7線15号2570-5	田	17,961	
旭川市東鷹栖7線15号2570-20	田	4,219	
旭川市東鷹栖7線15号2570-23	田	295	

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

中間管理事業を活用し、担い手に貸付けを行う。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

(1) 希望する利用権の始期

令和7年12月31日

(2) 存 続 期 間

10年

(3) 借賃に相当する補償金の額

2,350,000円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提 出 期 限

令和7年9月12日

(2) 提 出 先

北海道農政部農業経営局農地調整課

(3) 記 載 事 項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

北海道告示第399号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年8月29日

北海道知事 鈴木直道

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者等の住所及び氏名
- | 所 在 及 び 地 番 | 地 目（現況） | 面 積（㎡） | 所有者等の住所及び氏名 |
|-----------------|---------|--------|-------------|
| 旭川市東旭川町桜岡149 | 田 | 3,765 | 上川郡東神楽町ひじり野 |
| 旭川市東旭川町桜岡149-2 | 田 | 1,428 | 北1条1丁目4番7号 |
| 旭川市東旭川町桜岡149-5 | 田 | 2,653 | 高橋 誠 |
| 旭川市東旭川町桜岡149-7 | 田 | 2,796 | |
| 旭川市東旭川町桜岡152-1 | 田 | 15,892 | |
| 旭川市東旭川町桜岡157-2 | 田 | 687 | |
| 旭川市東旭川町桜岡157-6 | 田 | 472 | |
| 旭川市東旭川町桜岡157-8 | 田 | 6,155 | |
| 旭川市東旭川町桜岡157-12 | 田 | 2,300 | |
| 旭川市東旭川町桜岡157-13 | 田 | 1,276 | |
- 2 申請に係る農地の利用の現況
- 農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農林水産省令で定める農地」である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 中間管理事業を活用し、担い手に貸付けを行う。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
- (1) 希望する利用権の始期
- 令和7年12月15日
- (2) 存 続 期 間
- 6年
- (3) 借賃に相当する補償金の額
- 588,000円
- 5 意 見 書 の 提 出
- 申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提 出 期 限
- 令和7年9月12日
- (2) 提 出 先
- 北海道農政部農業経営局農地調整課
- (3) 記 載 事 項
- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

北海道告示第400号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年8月29日

北海道知事 鈴木直道

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者等の住所及び氏名
- | 所 在 及 び 地 番 | 地 目 | 面 積（㎡） | 所有者等の住所及び氏名 |
|-----------------|-----|--------|-------------|
| 上川郡剣淵町南桜町372 | 田 | 3,625 | 上川郡剣淵町第二号線 |
| 上川郡剣淵町南桜町373のうち | 畑 | 51,184 | 多積 知一 |
| 上川郡剣淵町南桜町377 | 畑 | 137 | |
| 上川郡剣淵町南桜町379 | 畑 | 79 | |
| 上川郡剣淵町南桜町381のうち | 畑 | 9,173 | |
| 上川郡剣淵町南桜町382 | 畑 | 20 | |
| 上川郡剣淵町南桜町383 | 畑 | 87 | |
- 2 申請に係る農地の利用の現況
- 農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農林水産省令で定める農地」である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 中間管理事業を活用し、担い手に貸付けを行う。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
- (1) 希望する利用権の始期
- 令和7年10月31日

(2) 存続期間
10年

(3) 借賃に相当する補償金の額
320,000円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限
令和7年9月12日

(2) 提出先
北海道農政部農業経営局農地調整課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

北海道告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、栗山土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

令和7年8月29日

				北海道知事 鈴木直道				
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名住	所				
就任	令和7.8.9	理事	中川和政	夕張郡栗山町字北学田850番地				
同	同	同	寺島晃一	同郡栗山町字御園735番地1				
同	同	同	仁木裕	同郡栗山町字湯地317番地				
同	同	同	高桑政勝	同郡栗山町字南学田104番地9				
同	同	同	堀江晋也	同郡栗山町朝日4丁目24番地32				
同	同	同	伊東春彦	同郡栗山町字杵臼1016番地1				
同	同	同	久宝めぐみ	同郡栗山町字日出130番地5				
同	同	監事	武田孝	同郡栗山町字三日月41番地1				
同	同	同	瀬尾正樹	同郡栗山町字鳩山338番地				
同	同	同	堀田一仁	同郡栗山町字南角田16番地				
退任	令和7.8.8	理事	桂一照	同郡栗山町字富士310番地3				

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

令和7年8月29日 北海道知事 鈴木直道 1 解除に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町字浜大樹79の1（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 霧害の防備 3 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第405号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。 令和7年8月29日 北海道知事 鈴木直道 1 解除に係る土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭1号の沢川（I-05-1730） 2 解除に係る土砂災害特別警戒区域の表示 芦別市旭町（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 土石流 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定されていた衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第406号 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。 令和7年8月29日 北海道知事 鈴木直道 1 処分をした年月日 令和7年8月14日 2 処分を受けた者 (1) 商号及び代表者の氏名 水戸建設工業株式会社 水戸 一人 (2) 主たる営業所の所在地 帯広市西12条北4丁目1-27 (3) 建設業の許可の番号 （般-2）十第3750号	3 処分の内容 許可の取消し 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。 北海道告示第407号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 令和7年8月29日 北海道知事 鈴木直道 2 売りさばき人の項不動産 健治の事項を削り、同項有限会社ジョイステーションの事項の次に次の事項を加える。 不動産 新作 令和7.8.29 日高家畜保健衛生所窓口店 北海道告示第408号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年8月29日 北海道知事 鈴木直道 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 入札番号1 事務用デスク 45台 (2) 入札番号2 パーソナルロッカー13台ほか全2点 2 落札を決定した日 令和7年8月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 大丸株式会社 (2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 (1) 1の(1) 3,564,000円 (2) 1の(2) 3,515,380円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年7月8日付け北海道告示第332号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
---	---

北海道告示第409号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年8月29日 北海道知事 鈴木直道 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 入札番号1 事務用デスク 130台 (2) 入札番号2 パーソナルロッカー55台ほか全3点 (3) 入札番号3 ローキャビネット 12台 2 落札を決定した日 令和7年8月21日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 大丸株式会社 (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 (1) 1の(1) 10,396,100円 (2) 1の(2) 15,945,908円 (3) 1の(3) 863,280円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年7月11日付け北海道告示第336号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	ア 粒状凍結防止剤（混合塩化物）（1キログラム当たりの単価） 1,543,000キログラム イ 粒状凍結防止剤（塩化ナトリウム）（1キログラム当たりの単価） 975,000キログラム ウ 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）（1キログラム当たりの単価） 375,000キログラム エ すべり止め材（碎石1トンフレキシブルコンテナ）（滝川出張所）（1キログラム当たりの単価） 850,000キログラム オ すべり止め材（碎石バラ積み）（深川出張所）（1キログラム当たりの単価） 330,000キログラム カ すべり止め材（碎石3キロ袋詰）（千歳出張所）（1キログラム当たりの単価） 9,018キログラム キ すべり止め材（碎石3キロ袋詰）（岩見沢出張所）（1キログラム当たりの単価） 10,002キログラム ク すべり止め材（碎石3キロ袋詰）（滝川出張所）（1キログラム当たりの単価） 7,014キログラム ケ すべり止め材（碎石3キロ袋詰）（当別出張所）（1キログラム当たりの単価） 14,001キログラム アからケまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 令和7年11月1日から令和8年3月31日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、購入仕様書に記載の規格・品質等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第20号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和7年8月29日 北海道空知総合振興局長 鷲尾 亨 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量	

ア 申請の時期 令和7年8月29日（金）から同年9月30日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階会議室（送付による場合は、郵便番号064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入札日時 令和7年10月10日（金）午後2時（送付による場合は、同月9日（木）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.html）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合	落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 (3) 電話番号 011-561-0383 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : <table> <tr> <td>a Granular cryoprotectant (A mixed chloride)</td><td>1,543,000kg</td></tr> <tr> <td>b Granular cryoprotectant (A sodium chloride)</td><td>975,000kg</td></tr> <tr> <td>c Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)</td><td>375,000kg</td></tr> <tr> <td>d Anti-skid materials (Crushed stone 1t flexible container) For Takikawa branch</td><td>850,000kg</td></tr> <tr> <td>e Anti-skid materials (Crushed stone singly heaping) For Fukagawa branch</td><td>330,000kg</td></tr> <tr> <td>f Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Chitose branch</td><td>9,018kg</td></tr> <tr> <td>g Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Iwamizawa branch</td><td>10,002kg</td></tr> <tr> <td>h Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Takikawa branch</td><td>7,014kg</td></tr> <tr> <td>i Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Tobetsu branch</td><td>14,001kg</td></tr> </table> B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., October 10, 2025 (If mailed, bids must arrive no later than October 9, 2025) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome 2-1, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan Phone : 011-561-0383 北海道空知総合振興局告示第21号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年8月29日 北海道空知総合振興局長 鷲 尾 亨 1 落札に係る物品等の名称及び数量	a Granular cryoprotectant (A mixed chloride)	1,543,000kg	b Granular cryoprotectant (A sodium chloride)	975,000kg	c Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	375,000kg	d Anti-skid materials (Crushed stone 1t flexible container) For Takikawa branch	850,000kg	e Anti-skid materials (Crushed stone singly heaping) For Fukagawa branch	330,000kg	f Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Chitose branch	9,018kg	g Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Iwamizawa branch	10,002kg	h Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Takikawa branch	7,014kg	i Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Tobetsu branch	14,001kg
a Granular cryoprotectant (A mixed chloride)	1,543,000kg																		
b Granular cryoprotectant (A sodium chloride)	975,000kg																		
c Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	375,000kg																		
d Anti-skid materials (Crushed stone 1t flexible container) For Takikawa branch	850,000kg																		
e Anti-skid materials (Crushed stone singly heaping) For Fukagawa branch	330,000kg																		
f Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Chitose branch	9,018kg																		
g Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Iwamizawa branch	10,002kg																		
h Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Takikawa branch	7,014kg																		
i Anti-skid materials (Crushed stone 3kg/sack) For Tobetsu branch	14,001kg																		

(1) 除雪トラック（10 t 級 6 × 6 タンク型）1 台（交換契約により除雪トラック（10 t 級 4 × 4 タンク型）を契約の相手方に供し、除雪トラック 1 台を契約の相手方から調達する。） (2) 除雪トラック（10 t 級 6 × 6 専用型）1 台 (3) 除雪グレーダ（4.3m 級）1 台 2 落札を決定した日 令和 7 年 7 月 30 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1 の(1)及び(2) ア 氏 名 UD トラックス北海道株式会社 イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央 2 条 2 丁目 1 番 1 号 (2) 1 の(3) ア 氏 名 コマツカスタマーサポート株式会社 イ 住 所 東京都港区白金町 1 丁目 17 番 3 号 4 落札金額 (1) 1 の(1) 69,630,000 円 (2) 1 の(2) 66,165,000 円 (3) 1 の(3) 37,400,000 円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和 7 年 6 月 13 日付け北海道空知総合振興局告示第 9 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南 11 条西 16 丁目 2 番 1 号 北海道胆振総合振興局告示第 86 号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和 7 年 8 月 29 日 北海道胆振総合振興局長 牧 野 充 1 落札に係る物品等の名称及び数量 根固めブロック 410 個 2 落札を決定した日 令和 7 年 8 月 6 日 3 落札者の氏名及び住所	(1) 氏 名 共和コンクリート工業株式会社 (2) 住 所 札幌市北区北 8 条西 3 丁目 28 番地 4 落札金額 48,400,000 円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和 7 年 6 月 24 日付け北海道胆振総合振興局告示第 73 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 北海道オホーツク総合振興局告示第 95 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける。 令和 7 年 8 月 29 日 北海道オホーツク総合振興局長 野 村 博 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 自動車の交換契約（入札番号 1） 貨物兼乗用自動車 1 台（交換契約により貨物兼乗用自動車 2 台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車 1 台を契約の相手方から調達する。） イ 自動車の交換契約（入札番号 2） 乗用自動車 1 台（交換契約により乗用自動車 1 台を契約の相手方に供し、乗用自動車 1 台を契約の相手方から調達する。） ウ 自動車の交換契約（入札番号 3） 乗用自動車 1 台（交換契約により軽乗用自動車 1 台を契約の相手方に供し、乗用自動車 1 台を契約の相手方から調達する。） エ 自動車の交換契約（入札番号 4） 乗用自動車 1 台（交換契約により乗用自動車 1 台を契約の相手方に供し、乗用自動車 1 台を契約の相手方から調達する。） オ 自動車の交換契約（入札番号 5） 乗用自動車 1 台（交換契約により乗用自動車 1 台を契約の相手方に供し、乗用自動車 1 台を契約の相手方から調達する。）
--	---

カ 自動車の交換契約（入札番号6） 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。） キ 自動車の交換契約（入札番号7） 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入期日 令和8年3月19日（木） (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和7年8月29日（金）から同年9月29日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時（初日は午後1時）から午後5時（最終日は午後3時）まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 なお、電子メール（okhotsk.juhin1@pref.hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式はPDF、Word又はExcelとすること。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所	北海道オホーツク総合振興局総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎3階1号会議室 （送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課） (2) 入札日時 令和7年10月10日（金）午前10時30分（送付による場合は、同月9日（木）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ（https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsu_annai.html）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の可否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 (3) 電話番号 0152-41-0608 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured :
---	--

a Exchange of Car No.1 1 set b Exchange of Car No.2 1 set c Exchange of Car No.3 1 set d Exchange of Car No.4 1 set e Exchange of Car No.5 1 set f Exchange of Car No.6 1 set g Exchange of Car No.7 1 set B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., October 10, 2025 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 9, 2025) C Contact : Administrative Division, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608	(4) 当該調達をする物品等に関し、各詳細仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和7年8月29日（金）から同年9月26日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日は午後1時）まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室B（送付による場合は、北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室） (2) 入札日時 令和7年10月10日（金）午後2時（送付による場合は、同月9日（木）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html）において
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁胆振教育局告示第48号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和7年8月29日 北海道教育庁胆振教育局長 高 橋 宏 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア タブレットPC 北海道室蘭栄高等学校 一式 1台 イ パーソナルコンピュータ 北海道追分高等学校 一式 2台 ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 令和7年12月26日（金） (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。	

ダウンロードすることができる。 8 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和7年4月30日付け北海道教育庁胆振教育局告示第32号 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書作成の要否は平成16年北海道告示第448号の3の(2)による。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 (3) 電 話 番 号 0143-24-9889 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Tablet computer Hokkaido Muroran Sakae High school 1 set b Personal computer Hokkaido Oiwake High school 2 sets B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., October 10, 2025 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., October 9, 2025) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan Phone : 0143-24-9889 北海道教育庁上川教育局告示第70号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和7年8月29日 北海道教育庁上川教育局長 今 村 隆 之	1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 学習用システムパーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 42台分 2 随意契約の相手方を決定した日 令和7年8月7日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号 4 随意契約に係る契約金額 237,820円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号 <tr><td colspan="2" data-bbox="1148 818 2132 898">道 警 察 方 面 本 部 告 示</td></tr> <tr><td colspan="2" data-bbox="1148 898 2132 1495"> 北海道警察旭川方面本部告示第133号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和7年8月29日 北海道警察旭川方面本部長 和 島 正 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和7年8月29日に一般競争入札の公告を行う北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）の需給契約 (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。） </td></tr>	道 警 察 方 面 本 部 告 示		北海道警察旭川方面本部告示第133号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和7年8月29日 北海道警察旭川方面本部長 和 島 正 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和7年8月29日に一般競争入札の公告を行う北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）の需給契約 (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）	
道 警 察 方 面 本 部 告 示					
北海道警察旭川方面本部告示第133号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和7年8月29日 北海道警察旭川方面本部長 和 島 正 1 資格及び調達をする物品等の種類 令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 令和7年8月29日に一般競争入札の公告を行う北海道警察旭川方面指定庁舎電力（業務用）の需給契約 (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）					

- (3) 物 品 等 の 種 類 電力
- 2 資 格 要 件
- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例
- 平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和7年8月29日（金）から同年10月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
- なお、北海道警察旭川方面本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/asahikawahonbu/>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地の6
- (3) 電 話 番 号 0166-35-0110 内線 2232

北海道警察旭川方面本部告示第134号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年8月29日

北海道警察旭川方面本部長 和 島 正

- 1 入 札 に 付 す る 事 項
- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
- 北海道警察旭川方面指定庁舎で使用する電力（業務用）
- ア 業務用電力（一般）
- | | |
|--------------------------|------------|
| ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） | 77kW |
| イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） | 167,578kWh |
- イ 業務用電力（平日休日別）
- | | |
|------------------------------|--------------|
| ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） | 638kW |
| イ 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） | 1,798,820kWh |
| ウ 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） | 824,342kWh |
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 令和7年12月1日から令和8年11月30日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 令和7年北海道警察旭川方面本部告示第133号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
- 北海道警察旭川方面本部会計課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 旭川市1条通25丁目487番地の6 北海道警察旭川方面本部総合庁舎2階小会議室（送付による場合は、郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地の6 北海道警察旭川方面本部会計課）
- (2) 入 札 日 時 令和7年10月21日（火）午前10時（送付による場合は、同月20日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察旭川方面本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/asahikawahonbu/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

すべての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価。以下「単価」という。）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（単価）とすること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地の6

ウ 電 話 番 号 0166-35-0110 内線 2232

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the designated buildings of Hokkaido Asahikawa Area Police Headquarters

a Contract type : Commercial power (standard)

- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 77kW
(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 167,578kWh

b Contract type : Commercial power (by weekday holiday)

- (a) A basic charge per kW. The estimated electricity contract : 638kW

- (b) A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year :
1,798,820kWh

- (c) A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year :
824.342kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., October 21, 2025

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 20, 2025)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Asahikawa Area Police Headquarters, Ichijodori 25-chome 487-6, Asahikawa, Hokkaido 078-8511 Japan

Phone : 0166-35-0110 Extension 2232

正誤

○令和7年3月31日（号外第6号）

北海道規則第24号（宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

1 左 9及び10

誤「旧法」を「

正 並びに旧法」を「並びに